

# オリックス・レンテック BizMobile サービス約款

お申込になる前に必ずお読みください

下記の BizMobile サービス契約条項(以下「本約款」といいます)は、オリックス・レンテック株式会社(以下「レンテック」といいます)と IoT-EX 株式会社(以下「提供者」といいます)との間で締結した提供者所定の BizMobile - 使用許諾約款および BizMobile - クライアント使用許諾約款(以下総称して「提供者約款」といいます)が適用されるサービス(以下「本サービス」といいます)契約(当該契約に付随して締結された覚書、合意書等を含み、以下「提供者サービス契約」といいます)に基づき、本サービスの提供を受け、お客様にサービスを再提供させていただくにあたっての条件を定めるものです。

## BizMobile サービス契約条項

### 第1条 (定義)

- 1.本約款における用語の定義はそれぞれ次の各号に定めるとおりとします。
  - ①「個別契約」とは、本サービスの使用条件、期間、対象機器の台数、使用料およびその算定方法並びにその他所定の事項を定めることを目的として、本約款およびその他の所定の条件に従ってレンテックおよびE/Uとの間で締結される契約のことをいいます。
  - ②「サービス利用基準」とは、レンテックが定める、本サービスを利用するためにE/Uが満たすべき必要な条件及びE/Uが従わなければならない別紙記載の諸規定のことを言います。
  - ③「対象機器」とは、レンテックがE/Uに対しレンタルする物件、E/U(E/Uの指定する者を含む)が所有し若しくは管理権限を有するコンピュータ(デスクトップ端末乃至サーバ等)、携帯情報端末またはその他の電気通信機器のうち、レンテックが本サービスの対象として認めたものをいいます。
  - ④「本サービス」とは、パートナーまたはサブパートナーがE/Uに対して提供する BizMobile サービスのことをいいます。
  - ⑤「本ソフトウェア」とは、提供者が提供者約款に従って、E/Uに対して本サービスを利用する際に使用することを直接許諾する以下のソフトウェアのことをいいます。
    - a)提供者(提供者の指定する者を含む、以下本号において同じ)が管理するコンピュータ上で動作し、本規約に基づいてE/Uに対して使用を許諾するソフトウェア
    - b)提供者が提供し、レンテックまたはE/Uが管理するコンピュータにおいて動作させることを本規約に基づいてE/Uに対して許諾したソフトウェア

c)提供者が提供し、対象機器にインストールして動作させることを許諾したソフトウェア

d)上記 a)乃至 c)のほか、本サービスのために提供者が提供するソフトウェア

⑥「マニュアル等」とは、本サービスまたは本ソフトウェアに付随して BizMobile またはパートナーがE/Uに対して提供するマニュアル等の資料のことをいいます。

⑦「E/Uの雇用する者」とは、E/Uに対して、雇用契約、委託契約または派遣による労務提供契約等により労務を提供し、かつ提供者及びE/Uから本サービスの利用について正当な権限を与えられた個人のことを指します。

## 第2条（使用許諾）

1.レンテックは、提供者より本サービスの提供を受け、E/Uに再提供するものとします。

2.提供者は、レンテックの指示に基づき、E/Uに対して、本サービスを利用するため、本約款および個別契約に定める条件に従って、以下の各号に定めるとおり本ソフトウェアの使用にかかる権利を許諾するものとします。

①本ソフトウェアを対象機器にインストールして使用すること

②対象機器を用いて、電気通信回線を介して、レンテックまたはレンテックが管理する本ソフトウェアを使用すること

③E/Uの雇用する者に対して前二号の行為を許諾すること

④マニュアル等を使用すること

⑤前四号のほか、個別契約により許諾された行為をすることす。

3.E/Uは、本約款および個別契約に定める条件に従う限り、本サービスを利用することができます。

4. 提供者は、E/Uおよびレンテック相互の間の契約形式の如何を問わず、個別契約の締結と同時に、E/Uが提供者約款の規定を留保なく承諾したものとみなすことができ、これによりE/Uは、提供者に対して提供者約款に定める義務を負うものとします。E/Uは、提供者約款の詳細な内容について、以下の URL にて確認することができます。なお、提供者約款と本約款の内容が齟齬する場合は、本約款の内容が優先して適用されるものとします。

<提供者約款の URL の表示>

URL: <https://bizmobile.co.jp/bmg/terms01.html>

URL: <https://bizmobile.co.jp/bmg/terms02.html>

5.本約款および個別契約によりE/Uに許諾される権利は、本約款に定めのある場合を除き、すべて非独占的かつ譲渡不能とします。

### 第3条（許諾範囲）

- 1.E/Uは、本サービスを利用するにあたり、サービス利用基準を満たすものとします。
- 2.E/Uがサービス利用基準を満たさない場合には、レントックは何らの賠償責任を負わずに、直ちに個別契約を解除することができます。
- 3.本サービスの期間は、個別契約に定めるものとします。
- 4.本サービスの対象は、対象機器に限るものとします。
- 5.本サービスを日本国外において利用する場合は、E/Uの責任において、必要な日本国または諸外国の官公庁の許可等を取得するものとします。
- 6.本ソフトウェアを日本国外で使用（本ソフトウェアを対象機器にインストールした状態でこれを日本国外で使用することを含みます）する場合は、E/Uの責任において、必要な日本国または諸外国の官公庁の許可等を取得するものとします。

### 第4条（許諾の対価）

- 1.E/Uは、個別契約に定める通り、本サービスの利用料をレントックに対して支払うものとします。
- 2.E/Uが本サービスの申込みを行わずに、個別契約に定めた対象機器の台数（以下対象機器台数という）を超え、本サービスを利用していた場合、レントックは当該対象機器台数を超過した部分にかかる本サービスの利用料を本サービスの利用を開始した日に遡って請求するものとし、E/Uは直ちにこれを支払います。ただし、レントックのE/Uに対する損害賠償請求は妨げられません。
- 3.個別契約の全部または一部が第11条による解約等理由のいかなを問わずサービス期間の途中で終了した場合、E/Uは、終了した対象物件の部分にかかる本サービスの利用料について、当該終了日の属する月の翌月以降、支払を要しません。なお、終了日の属する月の本サービスの利用料は日割計算せず、乙は、月額の本サービスの利用料全額を支払うものとします。

### 第5条（知的財産権等）

- 1.本ソフトウェアおよび本サービスに関する特許権、著作権、商標権その他一切の権利（本ソフトウェアの二次的著作物に関する権利を含みます。）は、提供者または提供者が指定する者に帰属します。
- 2.E/Uは、本ソフトウェアまたは本サービスに関して、本約款および個別契約に定める権利以外の何らの権利の許諾を受けず、また何らの権利も取得するものではありません。

## 第6条（禁止事項）

1.E/Uは、以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- ①本ソフトウェアを複製し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、若しくは逆アセンブル等の解析行為を行い、またはその内容を変更し、若しくは二次的著作物を作成すること。
- ②本サービスを、犯罪、公序良俗に違反する目的または他人の権利を侵害する目的に使用すること。
- ③本ソフトウェアまたは本サービスに関する提供者またはその他の原権利者の権利を侵害すること。
- ④前各号のほか、サービス利用基準に定められる禁止行為。

## 第7条（輸出等の規制）

E/Uは、本ソフトウェアを輸出することはできないものとします。

## 第8条（免責事項）

- 1.本サービスは、現状のまま提供されるものとし、E/Uは、E/Uの責任により本サービスを利用するものとします。
2. レンテックおよび提供者は、本サービスがE/Uの特定の目的に適用こと、バグ等の不具合がないことおよびE/Uの機器等に支障をきたさず適切に動作すること等のいかなる保証も行わないものとします。
- 3.レンテックおよび提供者は、本ソフトウェアの使用および本サービスの利用が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものではありません。
- 4.レンテックまたは提供者は、本ソフトウェア若しくは本サービスの安全性若しくは可用性等の確保の見地から、本ソフトウェア若しくは本サービスの機能、仕様または内容等を予告なく追加、削除、制限または変更することがあります。
- 5.E/Uは、本ソフトウェアまたは本サービスが、レンテックまたは提供者が指定する電気通信機器と電気通信回線を経由して自動的に通信を行うこと、およびこれに伴って生じる音声もしくはパケット通信料またはその他のすべての負担（日本国内であると日本国外であるとを問いません）を行うことを留保なく承諾するものとし、レンテックおよび提供者が、一切これらの負担を行わないことをあらかじめ承諾するものとします。
- 6.E/Uは、本サービスの利用にあたり、レンテックまたは提供者が、E/Uに対する事前の通知なくして、対象機器が保有する当該機器にかかる情報（対象機器にかかる電話番号、位置情報、インストールされるソフトウェアの情報またはその他当該機器が保有するすべての情報）を取得することがあることを予め承諾するものとします。
- 7.E/Uが、レンテック以外の者から、本ソフトウェアまたは本サービスに関する何らかのサービス等を受けた場合、レンテックおよび提供者はE/Uに対して一切の責任

を負わないものとします。

8. レンテックおよび提供者は、本ソフトウェアまたは本サービスの使用に関してE/Uと第三者との間で生じた紛争について、一切責任を負わないものとします。

9. 前三号に定めるほか、請求原因の如何を問わず、レンテックおよび提供者は、本ソフトウェアの使用および本サービスの利用に関連して、E/Uまたは第三者が被った一切の損害(間接損害、逸失利益、付随的損害、信用損失などを含みますが、これらに限定されません。)について、その責任を免れるものとし、何らの損害賠償責任を負わないものとします。

### **第9条(秘密保持)**

E/Uは、本ソフトウェアの使用または本サービスの利用に際して知り得た本ソフトウェアに関する情報(ソースコード、バイナリコードまたはこれらに類するソフトウェアの内容に関する情報の全てをさしますが、これらに限られません)を、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

### **第10条(損害賠償)**

E/Uが本約款または個別契約に違反し、レンテックまたは提供者に損害を与えた場合は、E/Uはその損害を賠償する義務を負うものとします。

### **第11条(解約)**

E/Uは、書面または電子メールによる1ヶ月以上前の予告により、個別契約の全部または一部を解約することができるものとします。

### **第12条(使用許諾の解除)**

レンテックは、以下の各号に定める事由が生じた場合には、個別契約を解除できるものとし、また、提供者をしてE/Uに対する本ソフトウェアの使用許諾を解除させることができます。この場合、賃貸人および提供者は、E/Uに対して何らの損害賠償責任を負わないものとします。

- ① E/Uに、本約款、個別契約または提供者約款に違反する事由が生じた場合
- ② 提供者が、本ソフトウェアの開発の基礎となるソフトウェア等にかかる使用許諾権限またはその他本ソフトウェアに関する基礎的なソフトウェア等にかかる使用許諾権限の一部または全部を失ったとき
- ③ レンテックが、E/Uに対して本サービスを提供することが相応しくないと判断した場合

### **第13条(契約終了の効果)**

1. 個別契約が解除され、または終了したときは、E/Uは本サービスおよび本ソフトウェアに関する全ての権利を直ちに失い、爾後本サービスおよび本ソフトウェアを使用

することはできません。

2.前項の規定は、E/Uが本ソフトウェアの使用許諾にかかる権利を失ったときも同様に適用されるものとします。

3.前二項の場合、E/Uは、本ソフトウェアとその関連資料を再使用不可能な状態に消去し、またはこれを完全に廃棄しなければならないものとし、レンタルまたは提供者が、自ら用意したプログラム等により、本ソフトウェアの動作停止または消去等を行うことを承諾するものとします。

#### **第14条(個人情報の提供)**

E/Uの雇用する者に関する個人情報は、E/Uが本ソフトウェアを使用し、かつレンタルまたは提供者が本サービス若しくは本ソフトウェアを提供するのに必要な限りで、レンタルまたは提供者に対して提供され、利用されるものとします。

#### **第15条(雑則)**

1.E/Uは、反社会的勢力に属さないこと、反社会的勢力の構成員をその主要な役員としないこと、およびこれらの者と密接な関係を有しないことを保証します。

2.E/Uは、レンタルまたは提供者が、E/Uから届出を受けたメールアドレスに対して、本約款にかかる通知をし、または営業上若しくは技術上の情報を伝達する電子メールを送信することを許諾します。

3.E/Uは、提供者からE/Uに対して行う通知を、提供者がそのウェブサイトへの掲示により行うことを、承諾するものとします。

#### **第16条(管轄裁判所)**

本約款に関するE/Uとレンタルの間における訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第17条(サービス利用基準および本約款の変更)**

1.レンタルは、民法第548条の4の規定に基づき、サービス利用基準または本約款を変更することができます。この場合、レンタルは、当該変更の効力発生時期までに相当な予告期間をおいて、当該変更を行う旨、当該変更後のサービス利用基準または本約款の内容および当該変更の効力発生時期を、レンタルが適切と判断する方法(ウェブサイト上での表示、E/Uに対する電子メールでの通知等の方法を含む)でE/Uに事前に周知するものとします。

2.前項によりサービス利用基準または本約款が変更された場合には、爾後E/Uはこれに拘束され、個別契約の内容は変更後の本約款の内容に従うものとします。

(以下余白)

## サービス利用基準

I E/Uは以下のすべてを満たすものとする。

1. 対象機器は以下のいずれかの状態にあること(予定されている場合を含む)
  - (1) 通常の事業所における業務に使用されること
  - (2) E/Uの雇用する者に対して支給または貸与していること
2. 対象機器を、主に以下の各号の用途に使用することを目的としないこと
  - (1) 武器またはその他の軍事・国防設備にかかる業務
  - (2) 原子力施設を制御等する機器の動作にかかる業務
  - (3) 人体に装着する機器等の動作またはその他人体に対する直接の医療行為を前提とした業務
  - (4) その他上記に類する業務
3. オリックス・レンテック BizMobile 使用許諾サービス約款に何らの留保なく同意し、かつこれを遵守すること。
4. 法人乃至団体としての行為能力およびその連絡先が真正であることを確認できる者であること。

II レンテックが、E/Uに対して、iOS に基づく本サービスを再提供する場合には、上記 I に追加して、E/Uが以下のすべてを満たすものとする。

1. 対象機器に関する米国 Apple Computer, Inc またはアップルジャパン株式会社(以下本基準において総称して「アップル社」という)の利用許諾条件その他を遵守すること。
2. レンテックの定める書式により、レンテックに対して、その名称及び連絡先を書面にて通知すること。

III レンテックが、E/Uに対して、Android に基づく本サービスを再提供する場合には、上記 I に追加して、E/Uが以下のすべてを満たすものとする。

1. Android に関し米国 Google, Inc.(以下、本基準において「Google」という)の定める利用許諾条件に従って、これを利用すること
2. メーカーの定める対象機器に関する利用許諾条件その他を遵守すること。